

中小企業経営力強化資金融資

金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として実施します。

対 象 者	事業行動計画書を策定した中小企業者で次のすべてに該当する方 <ol style="list-style-type: none">(1) 市内に事務所、店舗又は工場等を有し、事業を営んでいる方。(2) 個人にあつては、住基法の規定による市の住民基本台帳の記録の届出をしている方。(3) 法人にあつては、市内に本店又は主たる事務所の登記をしている方。(4) 市民税を滞納していないことが納税証明書等により確認できる方。(5) 許認可等を必要とする事業を行っている者にあつては、その許認可等を取得している方。(6) 手形交換所等の取引停止処分中でない方。(7) 金融機関からの融資を受けている場合は、償還に遅滞がなく、かつ、保証協会による求償債務を負担していない方。(8) 連帯保証人は、保証協会の代位弁済による求償債務を負担していないこと。
受付開始日	令和6年7月1日（月）から
資金用途	運転資金／設備資金
返済期間	運転資金：5年以内 設備資金：7年以内 ※借換資金を含む場合は10年以内 ※期間が1年以内の場合、一括返済も可。
利 率	年0.90%
融資限度額	2億8,000万円
担 保	必要に応じて徴します。
連帯保証人	原則として、法人代表者を除いて連帯保証人は徴求しません。
保 証 料	埼玉県信用保証協会の保証を付します。 0.45%～1.66%以内

●融資のご相談、お申込みについては事前に下記の問合せ先までご連絡ください。

●申込みに必要な書類や取扱金融機関、本融資以外の制度につきましては、さいたま市ホームページをご確認ください。
： <https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/001/p056580.html>

【申請・問合せ先】 公益財団法人さいたま市産業創造財団 企業支援課（金融担当）

〔住所〕 〒338-0002 さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4階

〔TEL〕 048-851-6391 〔FAX〕 048-851-6392

〔URL〕 <https://www.sozo-saitama.or.jp/>

